

業務委託契約書（案）

佐賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、佐賀県献血推進キャンペーン業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の実施）

第2条 乙は、この契約書に定めるもののほか、別紙仕様書及び企画提案書に基づき、委託業務を実施しなければならない。

2 前項の仕様書及び企画提案書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して定める。

3 乙は、仕様書等に掲げる事項及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守のうえ、委託業務について、全責任をもって遂行するものとする。

（委託期間）

第3条 委託業務の委託期間は、契約締結の日から令和8年3月18日までとする。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 円
（うち消費税額及び地方消費税額金 円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、佐賀県財務規則第115条第3項第4号の規定により免除する。

（権利義務の譲渡等）

第6条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

（再委託）

第7条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面による甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（委託業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容の一部を変更し、又は一部を中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託料の額等を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙に損害が生じたときは、甲はその損害を負担するものとし、その損害額は甲乙協議して定めるものとする。

(委託業務の実地調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(完了報告書の提出)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに完了報告書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受領したときは、その内容を審査し、合格又は不合格の旨を通知するものとする。

(委託料の請求及び支払)

第11条 乙は、甲から前条第2項の規定により合格した旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、支払請求書の受領日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における遅延利息)

第12条 乙の責に帰すべき理由により、契約期間内に委託業務を完了しない場合には、乙は、遅延日数に応じ、委託料に年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合には、乙は甲に対して、遅延日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙がその責めに帰すべき事由により、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙がこの契約又はこの契約に関する甲の指示に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(3) 乙がその責めに帰すべき事由により、この契約に違反したとき。

(4) 乙又は乙の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じる乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

(違約金)

第 14 条 前条第 1 項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、違約金として委託料の額の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期限までに納付しなければならない。

- 2 第 1 項の規定により甲から違約金の請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期限までに違約金を支払わないときは、乙は期限の翌日から違約金支払日までの日数に応じて、違約金に年 3.0%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(事故等の報告)

第 15 条 乙は、天災、事故、その他のやむを得ない理由により委託業務の履行に支障が生じるとき、またはそのおそれがあるときは、直ちにその旨を甲に報告するとともに適切な措置をとるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実行が不完全であった場合は、直ちに文書によりその事由を甲に報告するとともに、甲の損害について賠償の義務を負う。

- 2 乙は、委託業務の実施について第三者に損害を与えたときは、乙の負担によりその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約費用の負担)

第 17 条 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

(機密保持)

第 18 条 乙は、委託業務を遂行する上で知り得た情報を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。ただし、公知となった情報、また、甲から開示を受けた時にすでに公知であった情報はその限りではない。

- 2 乙は、委託業務の遂行に当たって甲が申し出た情報・データについて、複写又は複製する、若しくは第三者に提供する等、委託業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(協議)

第 20 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県健康福祉部薬務課
課長 高橋 秋彦

乙